

コーパスを利用した二重目的語動詞 refuseの語法研究*

植 田 正 暢

1 はじめに

Goldberg (1995) では、二重目的語構文は構文の多義性を示す事例であるとし、二重目的語構文の形式に複数の意味が張りついているとしている。そのプロトタイプ的意味は「Agent successfully causes recipient to receive patient」と特徴づけられている。これはagentとrecipientとの間でpatientの(所有権の)移動が発生し、その移動は成就していると読むことができる。一方、本稿で中心的に扱うことになる、<譲渡の拒絶 (refusal of transfer)>を表す意味クラスは、このプロトタイプ的意味からの拡張としてとらえられ、Goldbergは、「Agent causes recipient not to receive patient」と特徴づけている。この両意味クラスの関係について、Goldberg (1995:31-39) の記述を見る限り、譲渡されているか否かの違いをのぞくと、agentとrecipientという2者間における<モノ>の(所有権の)移動が関わる構文として関連づけられている。(1)の2文を比較すると、確かにgiveが用いられている(1a)では、お酒が受け手に与えられているのに対して、refuseが用いられている(1b)では、お酒は与えられていない。

- (1) a. Charley rubbed her hands and the Dodger gave her a drink from the bottle he carried.
- b. Rose, giving evidence, said Sweeney had been refused a drink at three pubs and left a fourth. (BNC)

* 本稿は2004年度福岡女学院大学特別研究助成（課題「二重目的語構文の構文ネットワークと複合意味領域」）の一環としてなされた研究の成果の一部をまとめたものである。内容の一部は第12回福岡認知言語学会（西南学院大学、2004年8月）にて口頭発表したものである。

このようなGoldbergのアプローチに対して、Koenig and Davis (2001:80)は、 α という意味を持つ語と $\neg\alpha$ という意味を持つ語を「多義」という形で結びつけることに問題があるとしている。たしかに、(1a)と(1b)が指示する状況を真偽条件という点から見れば、一方ではアルコールを受け取っているが、もう片方では受け取っていないのだから、Koenig and Davisが指摘する通りかもしれない。しかしながら、refuseの意味を記述するのに、単にモノを受け取っていないという点のみをあげるだけで十分なのだろうか。

本稿は、とりわけrefuseという動詞が表す<譲渡拒絶>とはどのような意味特徴を持つのかを明らかにすることに主眼をおく。そのために2節で、British National Corpus（以下、BNC）を利用し、refuseの二重目的語用法の特徴を明らかにする。その中心的用法はrefuse-NP_{human}-NP_{permission}であると主張する。3節では、refuseの意味構造を明らかにする上で、その基盤となる<許可を与える>意味フレームがどのような構造を持つかを示す。その際、Talmy (2000) で提示されたForce Dynamics理論におけるlettingの認知パターンを利用する。4節では、<許可を与える>意味フレームを基にrefuse-NP_{human}-NP_{permission}の意味構造を提示し、さらにrefuse-NP_{human}-NP_{thing}の意味構造がrefuse-NP_{human}-NP_{permission}とメトニミーの関係にあることを述べる。

2 二重目的語動詞Refuseの中心的用法

本節では、BNCを利用して、refuseの二重目的語用法がどのような特徴を持つのかを明らかにする。BNCでの調査の結果、refuseの含まれる文が全体で10704例あり、そのなかの約3.6%にあたる384例が二重目的語の統語フレーム (V-NP₁-NP₂) に出現していた。ほとんどはNP₁に、人もしくは人に準じる扱いを受ける名詞句であったが、それ以外が生じている例が19あった。¹ 19例は大きく2種類に分類でき、1つはメタファーにより、抽象的な概念が人に

¹ 人に準じる扱いを受ける名詞句には、組織などが含まれる。(i)の例では、教会は単なる場所というよりも人に近い解釈を受ける。

(i) The Church In Wales has been refused permission for a new church in the centre of Mynydd Isa

見立てられている場合である。(2)がBNCで観察された唯一の事例である。

- (2) ... it is really intended to allow legalised Euthanasia to sneak in by the kitchen window having been refused entry at the front door.
(BNC)

ただし、この事例では、the kitchen windowが比喩的に人の解釈を受けていることを考慮に入れて、例外としては扱っていない。

2つめはproposalなどの名詞表現である。

- (3) Proposals for two detached homes in the tiny village of Newton Bewley were refused planning permission by members of Hartlepool Council's development control subcommittee yesterday. (BNC)

(2)の事例と異なり、比喩的に人の解釈を受けているとは考えにくいが、3節で論じることになる<許可を与える>意味フレームを仮定すると、19例で観察された名詞表現はいずれも当該フレームを構成する要素と見なすことができるため、以下の議論では特に排除することなく扱っている。

Table 1

順位	単語	数	%
1	permission	63	16.36
2	entry	37	9.61
3	access	28	7.27
4	admission	22	5.71
5	leave	13	3.38
6	bail	12	3.12
6	credit	12	3.12
8	visa	10	2.60
9	licence	7	1.82
9	right	7	1.82
11	status	6	1.56
12	anything	5	1.30
12	drink	5	1.30
12	grant	5	1.30
12	relief	5	1.30

NP₂に目を向けると、選択される名詞の種類は118だった。NP₂に生じていた名詞を頻度順に12位まで、Table 1にあげている。

ここにあげた15種類の名詞の意味を詳細に分析すると、status, anything, drink, grant, relief以外の名詞はいずれも＜許可・権利＞に関連する名詞であることが分かる。（statusなどについては4.3節を参照されたい。）英語学習者用辞書（*Longman Dictionary of Contemporary English* 4th ed.）の定義を借りてこの点を検証してみると、たとえば(4a)のentryは「建物などに入る権利」と言い換えることが可能である。

- (4) a. entry: the right to enter a place, building etc
- b. access: the right to enter a place, use something, see someone etc
- c. admission: permission given to someone to enter a building or place, or to become a member of a school, club etc
- d. leave: permission to do something
- e. bail: permission for an arrested person to be released after bail has been paid.
- f. credit: an arrangement with a shop, bank etc that allows you to buy something and pay for it later
- g. visa: permission to temporarily enter or leave a foreign country
- h. licence: document giving you permission to own or do something for a period of time

(4f)のcreditおよび(4h)のlicenceについては議論が必要になるかもしれない。これらは、entryなどと比較すると異質なものに見えるかもしれないが、＜許可・権利＞に関連するものと考えられる。Creditとは、(4f)の定義に「ものを購入し、後日支払うことを認める」とあるように、代金後払いを許可する販売方法であり、そのような許可を与えるという点で結び付きがある。同様に、licenceそれ自体は書類にすぎないが、その書類が発行されないと何かをする許可が得られないことから、ここで言うところの＜許可・権利＞に準ずるものと考える。

NP₂に出現している名詞のうち、＜許可・権利＞の事例と考えられるものを集計すると、233例がこれに該当し、これは全体のおよそ60.4%に相当す

る。² これ以外に、drink, cigarette, waterなどの＜モノ＞を表す名詞やemployment, registration, recognitionなどの＜行為＞と関係する名詞、informationやadviceなどの＜情報＞を表す名詞などが観察されたが、「許可・権利」名詞に比べるとその数は圧倒的に少ない。³ なお、本稿では、refuseの中心的用法とそれに関連する表現に焦点を当てるため、＜行為＞や＜情報＞が現れる例については、ここでは考察の対象としないが、ここでの議論の延長線上で説明できると思われる。

ここで見てきた事実から、この「許可・権利」名詞が現れる二重目的語用法を中心的な用法と認定し、そこから抽出されうるスキーマ的意味を＜許可を与えない＞と定義する。簡素な形ではあるが、二重目的語動詞refuseのスキーマを次のように表示する。

(5) NP_{human} refuse NP_{human} NP_{permission/right}

3 <許可を与える>フレーム

ひとまず、refuseの二重目的語用法から離れ、許可を与える、あるいは与えないとはどのようなことかをここで論じたい。二重目的語構文のプロトタイプ的意味には＜モノの所有権の移動＞が関わる。Jackendoff (1992:63) は、XがYを所有する場合、次が成立するとしている。

(6) 1. XはYを使用する権利を持つ

² Table 1にあげられている名詞以外に、consent (4), asylum (3), clearance (3), entrance (2), exemption (2), admittance, authority, certification, citizenship, freedom of speech, patent, permit, privilegeが含まれる。なお、かっこ内の数字は出現回数である。

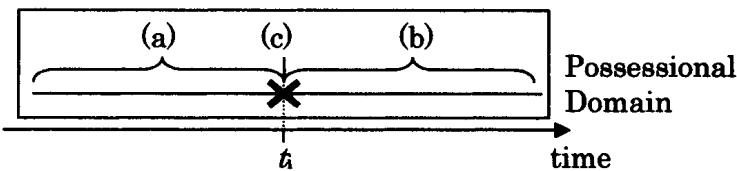
³ 本来であれば、どのような分類を仮定し、それぞれのクラスにどのような名詞が属し、事例がいくつあったのかを詳細に報告すべきなのであるが、うまく分類できない名詞があるなどして数が確定しないところがあるため、このような曖昧な記述になっている。暫定的な分類方法で計算しても2番目に大きなグループが「モノ」と呼んでいるクラスで、33種類の名詞がこのクラスに分類され、その出現総数は50回（約16.4%）であった。ただし、このクラスにはアルコールや水のような実体を伴うモノ以外に、grantやreliefのような抽象的と感じられるものも含めている。第3位グループとして＜行為＞と関連する名詞（29種類45例（約11.7%））があげられる。残る24種類33例については、現時点では未分類のままで、このうちの一部は＜モノ＞あるいは＜行為＞に分類されうるものも含んでいる。

2. いかなる人にもXの許可なしにYを使用する権利がない
3. Xのみが上記の1と2の権利を他の人に譲渡することができ、譲渡された時点ではXはYに対する2つの権利を失うことになる

また、所有権の移動は空間領域におけるモノの移動と異なるところがあり、所有権の移動では、譲渡されるモノは最初の所有者のところにあるか、あるいは新しい所有者のところにあるかのいずれかであり、移動の途中段階がない。

以上のようなJackendoff (1992) の洞察を基に、Ueda (2004) では所有権の移動を次のように特徴づけた。

(7)



- a. prior to t_i , P(Ag, Pt)
- b. after t_i , P(Rec, Pt)
- c. at t_i , Ag causes the transition from (a) to (b) instantaneously.

(a)の段階ではAg(=Agent) がPt(=Patient) を所有している状態(P)にあり、(c)を境に(b)の状態、つまりRec(=Recipient) がPtを所有している状態に変化している。(c)は瞬間的な変化であり、途中の段階はない。

二重目的語構文のプロトタイプは、 t_i におけるPtの所有権がAgからRecに移動した瞬間(7c)をプロファイルし、それより前の時点(7a)でAgがPtを所有している状態が成り立つということが背景化されている。

ところが<許可を与える>ということは、このような所有権の移動と性質が異なる。⁴ そもそも許可というものをあらかじめAgが所有し、それをRecに譲渡するわけではない。通常は、RecがAgに対して何かをする許可を求め、それに応じてAgが許可を与えることになる。したがって、Agは許可を与えるだけの力を持つ存在である。また、許可が与えられることで初めて何らかの

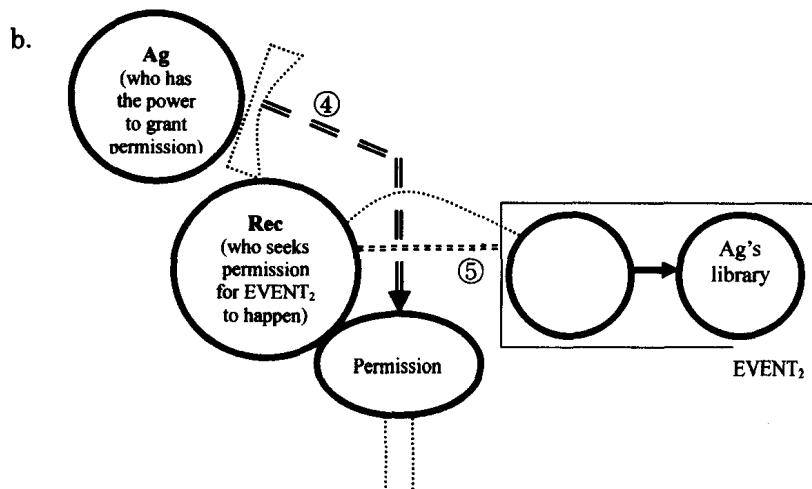
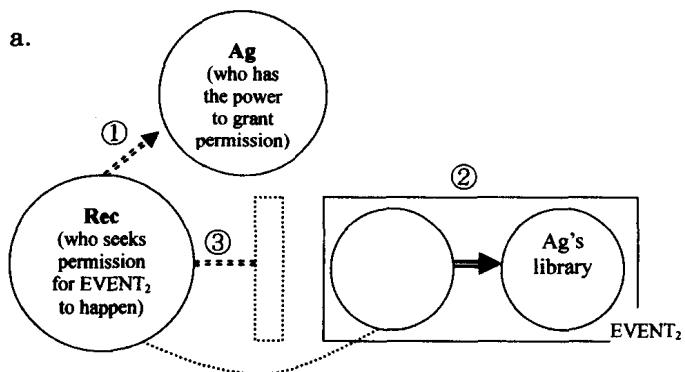
⁴ 本稿では<許可>という用語を用いて、give permissionタイプの表現を分析するが、<許可>という用語は文字通りの許可を指すこともあるが、場合によっては広く解釈することができる。たとえば、Recからの願いを受け入れた結果、その願いを認める場合も<許可を与える>一種としてとらえたい。

行為をすることが可能となるのであり、その意味では Talmy (2000) の Force Dynamics という考え方における letting の認知パターンに相当する。具体的に次の例で考えてみよう。

- (8) He has given me permission to use his library.

(8) では、Ag に相当するのが主語の he であり、Rec が me である。Rec は Ag の書斎を利用したいと願っており、その許可を Ag からもらう必要がある。許可がなければ書斎を使用することはできないのだから、利用することは何かの「社会的障壁」によって妨げられていることになる。⁵ Rec が Ag に対して使用許可を求め、それが認められると、障壁は取り除かれ、書斎の利用が可能となる。説明の便宜上、簡単に図式化したのが(9)である。

- (9)



(9a) は、(8) が成立する前の状態であり、(8) の背景となる情報である。Rec が

⁵ Talmy (2000) で言うところの Antagonist に相当する。

書斎の利用 (②) を望んでいるが、許可がないためその実現は障壁で遮られている (③)。なお、Recから②へのびる二重点線は、Recが [to use Ag's library] に関する関係を表し、その関係を点線の長方形で表された障壁が遮っている。次に(9b)の状態へ移行する。これが(8)全体がプロファイルしている状態である。Recからの許可の申請を受けたAgは、許可をRecに与えている (④)。許可を下ろす力をくさび形の記号で表している。許可が下ることによって、[to use Ag's library] に関することを遮っていた障壁が取り払われ、権利を享受できるようになる (⑤)。

ここでNewman (1996) で論じられている、字義通りのGIVEからの拡張の意味であるpermission/enablementと、本稿で提示した<許可を与える>フレームとの関連を述べたい。Newmanは類型論的な視点からGIVEという概念がどのような意味構造を持ち、どのようなネットワーク構造を構築しているかを包括的に研究している。その中で、英語の「give permission」タイプは、大きくはenablementを表す意味グループに属すとしている。さらに、enablementという概念には2種類あり、それは、Sweetser (1990) が言うところのpositive enablementとnegated restrictionである。「give permission」は前者のタイプのenablementに相当し、許可というものがある行為をおこなうことを見押しするようなものであるとしている。

その意味では、本稿が提示している図はどちらかというとnegated restrictionに近い図式であると思われ、Newmanの考えと対立するようにみえるかもしれない。しかしながら、ここで強調しておきたいのは、(9)の図はnegated restrictionの側面のみを強調したものではないということである。Agから与えられる<許可>は、まさしくNewmanが考える、positive enablementの特徴を持つものである。わかりやすく説明するために、Sweetser (1990) で用いられている車のメタファーを借用したい。Sweetserは、positive enablementとは、車と満タンに入ったガソリンの関係のようなもので、ガソリンが入ることで車が移動可能になると説明している。これに対して、negated restrictionは、車と車庫の扉の関係で、扉という障壁を取り払うことで車は移動可能となるという。いずれの場合も、車が移動可能になるという結果は同じであるが、そのことを可能にする方法は性質的に異なる。つまり、

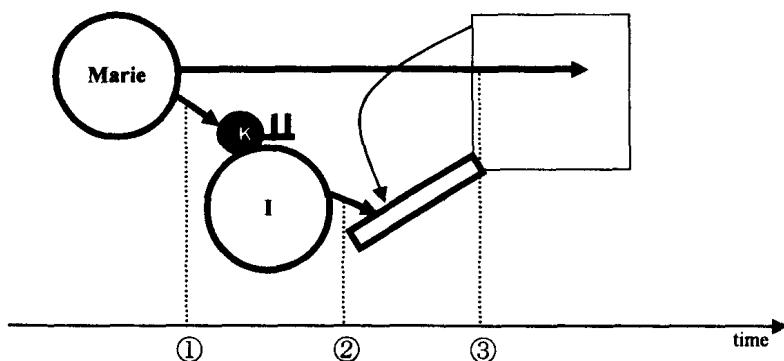
前者は車が移動することを後押しするという、積極的な方法を取るのに対し、後者は車が移動できない原因を取り除くという、消極的な方法をとる。ところが、より大きなスキーマの中でとらえると、positive enablementとnegated restrictionは重なる部分があると、Sweetserは述べている。

このSweetserの説明をふまえて、positive enablementとnegated restrictionが重なる場合を考えてみたい。(10)を見てみよう。

- (10) When we get back to the house, Marie gives me the key to the door and I unlock it and let her go in first. (BNC)

(10)を図式化したものが(11)である。

(11)



マリーが家にはいるためには障壁となっている扉を開ける必要がある。そのためにマリーは「私」に鍵を渡し(①)、「私」に鍵を開けてもらっている(②)。その後、マリーは家の中に入る(③)。②の「私」が扉を開けるという行為は、この文章全体の中ではnegated restrictionに当たるが、鍵は障壁を取り除くことを積極的に後押しし、家の中に入ることを可能にするものである。そのため鍵は扉を開けるという行為（そして結果的に、家の中に入るという行為）に対して、positive enablementの関係にある。

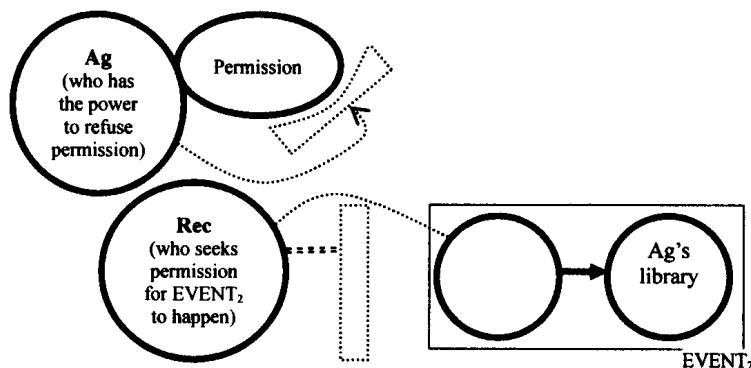
(9)に戻ると、与えられる許可とは(11)における鍵に相当し、障壁となっているものを動かし、結果として書斎が利用できるようにするという社会的な行為に対し、positive enablementの関係にあると言える。

4 二重目的語動詞refuseの意味構造

4.1 中心的用法

前節で＜許可を与える＞意味フレームとはどのようなものかを positive enablement と negated restriction という点から検討してきた。このことをふまえ、＜許可を与えない＞ことを表す動詞 refuse は、どのように特徴づけられるのかを述べていく。Refuse の場合も、背景化された意味として (9a) を持つが、refuse がプロファイルする意味構造では、Ag は許可を下ろさないように働く。(12) がその点を図式化したものである。

(12)



＜許可を与える＞意味フレームでは、Ag は許可を下ろすために力を使うが、＜許可を与えない＞場合にはその逆の方向に力を振り向ける。その結果、Rec と [to use Ag's library] の関係を遮蔽する障壁は取り除かれなくなり、Rec は書斎を使用する権利を得ることができなくなる。

4.2 <譲渡拒絶>の用法

(12) を出発点として、第 2 目的語に cigarette のような＜モノ＞を表す名詞がくるタイプを見ることにしよう。Refuse が第 2 目的語に＜モノ＞を取る場合、二重目的語構文のプロトタイプ的意味である所有権の移動と深い関わりがある。二重目的語動詞のプロトタイプである give を例に、所有権の移動について 3 節とは異なる視点から考察を重ねてみよう。

(13) a. God has given us the land, not only for producing abundant food

but also as a source of hope

(<http://www.joycerupp.com/LandTeachUsPage4.html>)

- b. God has given us authority to possess the land.

(<http://www.simonpeter.com/spm/studies/possesstheLand.html>)

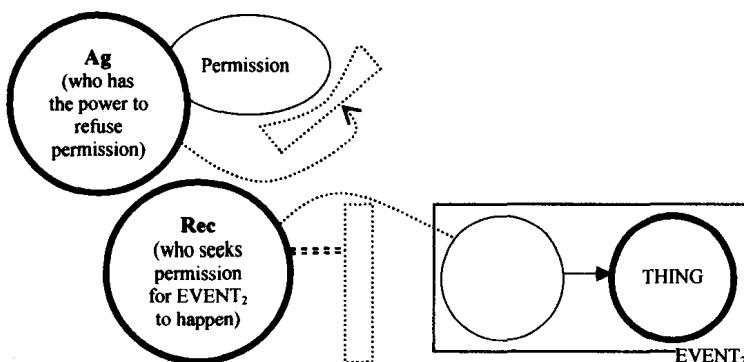
(13a)では、表面上は第2目的語にモノであるthe landが現れているが、John threw his teammate a ballのような例とは異なり、土地が神から私たちのところへ物理的に移動するわけではない。その意図されている意味は(13b)にあるように「土地を所有する権限」を与えていたことである。二重目的語構文のプロトタイプは、一方でモノが人のところへ移動するという意味を表し、他方でモノを所有する権利を移譲するという意味を表すことができる。(13a)のthe landは、(13b)のthe authority to possess the landのメトニミーとしてとらえることができよう。

Refuseについても同様のことが当てはまり、refuse-NP_{human}-NP_{thing}も、refuse-NP_{human}-NP_{permission} TO HAVE NP_{thing}のメトニミーであると考えることができる。

- (14) The Department of Corrective Services have refused him permission to have a computer in his cell for security reasons. (*On the Record: Newsletter of the NSW Community Legal Centres*. Vol. 52 Spring 2003)

refuse NP_{human} NP_{thing}の意味構造は概略、次のようなものとなる。

- (15)



EVENT₂にプロファイルが当たっていたのが、所有されるもの（THING）の

みになり、またPERMISSIONも背景化される。EVENT₂は所有関係のみが許される解釈である。

これまでの議論をふまえると、<譲渡の拒絶>とは、Recが単にモノを受け取っていないということよりも、<譲渡する許可を与えない>というAgの強い意図が働くことであるとまとめることができる。さらにこの節で取り上げている*refuse-NP_{human}-NP_{thing}*という形式に張りつく意味構造では、第1目的語のRecが物を受け取ったかどうかということよりも、AgがRecが求めてきた所有の許可を認めないとという意味合いこそがこの構文の本質を理解する上で重要なのである。(1b)に立ち戻る ((16)として再掲) と、Sweeneyは結果としてお酒を得ることはできなかったが、この文が真に意図することは、お酒を飲みたいと願ったが、その願いが受け入れられず、断られたということなのである。

- (16) Rose, giving evidence, said Sweeney had been refused a drink at three pubs and left a fourth. (BNC)

4.3 社会的産物としての<許可>と関連する概念

前節で*refuse-NP_{human}-NP_{thing}*が、NP_{thing}の所有権を<譲渡する許可を与えない>意味であることを見てきたが、そもそも<許可>という概念が社会的産物であるため、この形式の第2目的語は抽象的な概念との相性がよい。Table 1であがっている名詞の中で<許可・権利>の意味クラス以外の名詞を見ると、status, drink, grant, reliefがあげられる。grantやreliefは国レベルで供与される資金などの援助を指し、これ以外にBNCで見つかった同類と考えられる単語にhelp, aid, bounty, lifelineがある。また、drinkは確かに実体を伴うモノであるが、アルコールは飲酒の年齢に制限があるなど<許可>という社会的行為の産物と関わりの深い名詞である。この点ではcigaretteも同様といえよう。

お金に関する名詞がいくつか見られたが、payment, refund, funding, fund, loan, payは単なるモノ以上の社会的な意味がある単語である。次の例を観察されたい。

- (17) a. ...they refused her money to keep the farm going.

- b. ...provided you do not exceed your agreed CheckOver limit, we won't bounce your cheques or refuse you cash. (BNC)

(17)ではmoneyやcashという名詞が使用されているが、文脈は農場経営のための資金のことや手形の話といった具合で、ここでもやはり単なるモノのやりとりという意味合い以上のものが感じられる。

もちろんrefuse-NP_{human}-NP_{thing}の例すべてがこのような「社会的、あるいは法律上の行為」に関わる例であるということを主張するつもりはない。実際、次の例では、子供がお菓子をもらえなかったという主旨の表現が見られる。ただし、インフォーマルな形ではあっても、子供がある種の<許可>を得られなかつたという点では、今までに見てきたのと同じパターンを示す。

- (18) Cranston nodded, his eyes petulant like those of a child being refused a sweet. (BNC)

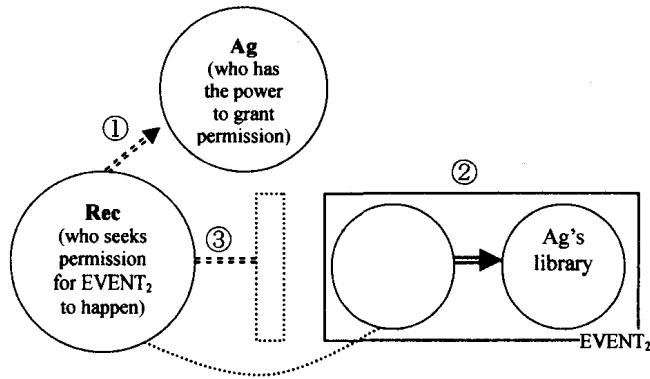
4.4 第1目的語に人以外の名詞が生じる場合

2節で第1目的語に人もしくは人に準じる名詞表現以外のものが現れている事例があることを報告したが、ここではその例である(3)に触れたい。
((19)として再掲。)

- (19) Proposals for two detached homes in the tiny village of Newton Bewley were refused planning permission by members of Hartlepool Council's development control subcommittee yesterday. (BNC)

第1目的語に生じている名詞表現を<許可を与える>意味フレームのなかで検討すると、今まで見てきた例では背景化されていた構成要素が言語化された例と考えることができる。当該フレームの背景情報である(9a) ((20)として再掲) をもう一度ご覧いただきたい。

(20)



ここで注目したいのは、①の段階である。<許可が下りる>前に、RecはAgに対して<許可を求める>段階があるということをすでに述べたが、何らかの提案や申し込みという形で許可が求められることがよくある。このような我々の百科事典的知識を参照すると、(19)のproposalsは、(20)の①に関わりのある名詞表現であると理解できる。(19)では、デタッチトハウスの建設する申し込みが委員会に出され、それを受けた委員会は不許可の決定を下している。言語化されているのは「申し込み」であるが、その背後には申し込んだ人が隠れていることを考えると、申し込みの拒絶は、申し込みをした人に対する峻拒であり、この意味において、本稿で提示した考え方の延長線上で説明することが可能である。

5 おわりに

本稿では、BNCを使用してrefuseの二重目的語用法の特徴について明らかにするとともに、その中心的用法がどのような意味構造を持つのかを論じてきた。refuseは、<許可を与えない>という意味が中心的意味であり、そこからの拡張という形で<所有権の譲渡の許可を与えない>という意味が関連づけられるということを主張した。<許可>という概念が社会的行為の産物であることから、refuseの二重目的語用法の第2目的語には、社会的行為と関わりの深い名詞と相性がいいことを示唆した。

本稿での主張を支持するかもしれない事実を指摘したい。Oxford English Dictionary 2nd ed.を紐解くと、refuseの二重目的語用法の初出は1621年で、

次の例が掲載されている。

- (21) That John Birde ... [was arrested] by John Gillett..and refused baylle.

第2目的語にbail (baylle) が出現しているが、これは<許可>を表す名詞表現である。OED²のデータのみでは、本稿の主張を支持するに十分な通時的証拠とは言えないが、それでも興味深い事実であることだけは確かである。

最後に、本稿の主張がどのような理論的意味合いを持つのかを述べたいと思う。Goldberg (1995) やそれを出発点としている研究では、refuseやdenyの二重目的語表現の意味分析が、<モノを受け取らない>という意味的側面からおこなわれてきたところがある。一般にgiveなどのプロトタイプ的意味を担う表現が、「空間領域における人と人の間でのモノの移動」としてとらえられるため、そこからの拡張であると仮定されるrefuseやdenyは、空間領域においてそのような移動が起こらないと特徴づけられることになる。しかしながら、本稿で見たとおり、少なくともrefuseの中心的用法は、社会的行為の産物である<許可>が、その要求者のところに下りないという意味を持つことから、扱われるべき意味領域が空間領域であるはずがない。そのように考えると、refuseは二重目的語構文ネットワーク全体の中では、プロトタイプ的意味とは異なるレベルに位置づけられなければならない。

残念ながら、筆者の研究が現時点ではrefuseの分析までしか完了しておらず、同じような意味を持つと考えられるdenyの分析が未完のため、refuseと同様のことが当てはまるのかどうかが不明である。現時点では十分なデータが揃ってはいないものの、denyはrefuseと異なる特徴を持つ印象を受ける。たとえば、第2目的語に生じる名詞はrefuseと重なるものもあるが、refuseと異なる種類の名詞も観察されたり、いわゆる無生物主語構文が数の上で多く見つかっている。今後の課題として、denyなどの分析も加えて、より包括的な説明を試みたい。

参考文献

- Goldberg, A. 1995. *Constructions: A Constructional Grammar Approach to Argument Structure*. University of Chicago Press, Chicago.

- Jackendoff, R. S. 1992. *Language of the Mind: Essays on Mental Representation*. MIT Press, Cambridge, MA.
- Koenig, J.-P. and A. R. Davis 2001. "Sublexical Modality and the Structure of Lexical Semantic Representations." *Linguistics and Philosophy* 24, 71-124.
- Newman, J. 1996. *Give: A Cognitive Linguistic Study*. Mouton de Gruyter, Berlin.
- Sweetser, E. 1990. *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*. Cambridge University Press, Cambridge.
- Talmy, L. 2000. *Toward a Cognitive Semantics Vol. 1: Conceptual Structuring Systems*. MIT Press, Cambridge, Mass.
- Ueda, M. 2004. "A Usage-based Analysis of the English Ditransitive Construction." *Tsukuba English Studies* Vol. 22, 205-220.